破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１９１号
茨城県取手市白山５丁目31番２－Ｄ101号、前住所茨城県取手市新川258番地
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
茨城県取手市井野団地１番19―504号、前住所茨城県取手市新町２丁目２番18―603号
債務者　宮崎はるみ
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
長野県松本市埋橋１丁目12番26号　マンションシエスタ30Ｂ
債務者　堀　千鶴香（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１１０５号
堺市西区鳳東町６丁645番地　ヴェルデーメゾン202号
債務者　前田　里志
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１０６号
堺市西区鳳東町６丁645番地　ヴェルデーメゾン202号
債務者　前田みゆき
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１４３号
堺市堺区熊野町西２丁１番11―606号
債務者　当麻　徹平
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１４４号
大阪府松原市天美東１丁目61番地の16、前住所大阪府松原市天美東７丁目12番５―828号
債務者　北野　照子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
兵庫県川西市丸山台２丁目３番地の53、前住所大阪府豊能郡能勢町平通101番地の539
債務者　西村　純一
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３０５号
兵庫県伊丹市大野１丁目54番地　日光園文化101号
債務者　坂見ちえ子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
島根県安来市西荒島町299番地
債務者　池田　優二
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７０号
熊本県宇城市小川町東小川782番地１
債務者　松岡めぐみ
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３５５号
大分市新春日町２丁目６番22号（大城ビル106）
債務者　安藤　優二
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４５号
宮崎県日南市大字平野4262番地２
債務者　山田　広子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第１５７９号
埼玉県川口市大字東内野213番地の12
債務者　有馬　　武
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１９号
さいたま市北区宮原町３丁目510番地10　八重マンション310号
債務者　西岡　伸一
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３号
富山県射水市大門115番地７　メゾン・ミント１―101、前住所東京都杉並区阿佐谷南１―47―21　プラザ阿佐ヶ谷205
債務者　小竹真那美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第５５号
長野県駒ヶ根市下平621番地12
債務者　森　かおり
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
長野地方裁判所伊那支部